

『城東小学校安心ルール』

大阪市立城東小学校

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行う対応
第1段階	・授業におくれる ・授業をさぼる	・いやがることを言う ・ことばやしぐさでからかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・いやがることを言う ・ことばやしぐさでからかう、ひやかす ・無視をして指導を聞かない	・自分の机等に落書きする ・教室や学校の物をかってに使う ・教室や学校の施設にいたずらをする	・その場で注意 ・別室における個別指導および家庭連絡 ・奉仕活動または学習課題
第2段階	・授業に関係ない話をする 関係ないことをする 音を立てる、他の子に ちよつかいをかけるなど 授業のじやまをする ・授業をさぼり校内で集まる	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・物をかくす、とる	・悪口、かげ口を言う ・からかうようなことをしたり言ったりする ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・教室や学校の物をこわす ・夜中に家から出歩き徘徊する（「大阪府青少年健全育成条例」による）	・別室における複数の教職員による個別指導および家庭連絡 ・数日間の奉仕活動または学習課題
第3段階	・授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、授業のじやまをする ・テストのじやまをする ・カンニングをする ・学校をさぼり地域で集まる	・おどすようなことをしたり言ったりする ・いやがることを無理やりさせる、力強くする ・押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう ・物をこわす、する	・おどすようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・大規模な器物破損 ・窃盗行為 ・万引き ・喫煙 ・危険物（刃物）の所持 ・薬物の乱用	・一定期間の別室における個別指導および学習指導 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導 ・警察へ相談し関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導
第4段階		・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう・ケガをさせる ・万引きや他人への暴力を強要する ・金品をうばう、盗む	・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ・ケガをさせる	・窃盗行為 ・痴漢行為 ・放火	・個別指導教室で指導・警察へ通報し、関係機関（警察・少年サポートセンター・子ども相談センターなど）と連携した指導
第5段階		極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為	極めて重い暴力・傷害行為		・警察、子ども相談センター、児童自立支援施設等における対応

※ 安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。